

6月は児童手当・特例給付の支払月です

福祉児童課 内線 227 1階 ③番窓口

児童手当・特例給付の支払いは、2月、6月、10月の年3回です。
6月は支払月のため、金融機関で振り込みを確認してください。



- ▼支払日 6月10日(木)
- ▼支払対象月 令和3年2月～令和3年5月分
- ▼手当月額 **児童手当** 3歳未満 15,000円
3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円
第3子以降 15,000円
中学生 10,000円
- 特例給付**(所得制限限度額を超える方) 一律 5,000円

◆児童手当制度の手続きはお済みですか

児童手当は、次代の社会を担う児童の健全な成長に資する目的から、中学校修了までの児童を養育する方に支給されます。ただし前年(1月～5月までは前々年)の所得が所得制限限度額を上回る方は、特例給付を支給します。

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには「認定請求書」の提出が必要です。(公務員の場合は勤務先)

※「認定請求書」を提出し、認定を受けなければ児童手当を受ける権利が発生しません。
児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

◆児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当(特例給付)を受給されている方は、現況届(6月1日における監護状況等を記載)の提出をお願いします。これを忘れると、たとえ受給の資格があっても6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

- ▼提出期間 6月1日(火)～6月30日(水)(ただし土・日曜日は除く)
午前8時30分～午後5時15分
※6月2日(水)・16日(水)は午後7時まで受付を行います。
- ▼提出方法 福祉児童課窓口または、郵送(6月30日(水)必着)
- ▼現況届の用紙 本年5月現在の受給者には、6月1日(火)以降郵送します。
- ▼添付書類 ・配偶者が公務員の方については、「児童手当不支給証明書」の提出をお願いします。

町民体育祭の名称変更について

総合体育館 ☎(93) 2441

お知らせ



4月の広報紙と同時配布の「令和3年度年間行事予定表」の21ページに掲載しました「町民体育祭【10月3日(日)】」につきまして、下記のとおり名称を変更し、開催する予定です。詳細は今後の広報ふそうでお知らせします。

変更前：町民体育祭

変更後：スポーツフェスティバル

ふそうファミリー・サポート・センター事業利用料金が変わります

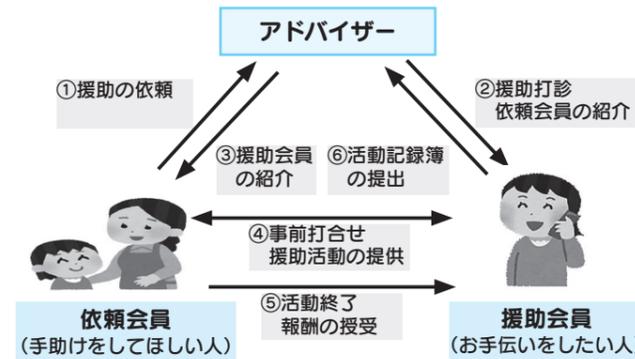
福祉児童課 内線 229 1階 ③番窓口

ふそうファミリー・サポート・センターは仕事と育児の両立を支援し、「安心して子育て」ができるように、「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」と思っている人が会員となり、お互いに助けながら活動する組織です。

こんなことをしています

- 保育園、幼稚園、児童クラブへの送迎
- 保育園、幼稚園、児童クラブ、小学校の始業時間前又は終業時間後の子どもの預かり
- 通院・看護・冠婚葬祭・地域活動・授業参観時等の子どもの預かり
- リフレッシュ時など臨時的・突発的な場合の子どもの預かり など

ふそうファミリー・サポート・センター



令和3年4月より利用料金が600円になります。
援助会員の方には町から1時間当たり200円の助成があります。

《利用料金》

区分	基準額
月曜日～金曜日 午前7時～午後8時	1時間あたり600円
土曜日・日曜日 午前7時～午後8時	1時間あたり700円

●登録料・年会費は無料です。

▼問い合わせ

ふそうファミリー・サポート・センター事務局
TEL/FAX (74) 0746

(仮称)多機能児童館建設について

多機能児童館等準備室
内線 238
1階 ⑮番窓口

扶桑中学校敷地内に建設を予定しています(仮称)多機能児童館建設計画につきましては、現在実施設計を進めています。

◎スケジュール(予定) ※工事等進捗状況により変更になる場合があります。

- 実施設計 令和2年11月～令和3年8月
- 建築工事(建物・外構等) 令和3年12月～令和4年12月
- 児童館オープン 令和5年4月

◎イメージ図(案)

